

新学習指導要領の「特別活動」と「特別活動の指導法」での取り扱い

—「キャリア教育の充実」に視点を当てて—

峯村 恒平、小宮山 郁子

(人間学部児童教育学科)

A Study on "Special Activities" and "Teaching Methods for Special Activities": Focusing on Career Education

Kohei MINEMURA, Ikuko KOMIYAMA

(Department of Childhood Education and Welfare, Faculty of Human Sciences)

2017年・2018年告示の新学習指導要領では、総則において「キャリア教育の充実」が示され、特別活動の学級活動（ホームルーム活動）の内容として「一人一人のキャリア形成と自己実現」が含まれるなど、キャリア教育の充実に向けた記述の増加がみられた。本論では特別活動に焦点を当てて、学習指導要領改訂における議論とキャリア教育の充実の内容について改めて詳記し位置づけを確認した。そのうえで、教職課程における大学生への指導の在り方を考察した。具体的には①新学習指導要領の「特別活動」の記述内容について整理し、②新学習指導要領告示後に刊行された「特別活動」に関する大学生向けテキストの記載内容からキャリア教育に関する記述を調査検討し指導の在り方を検討し、③これら結果を踏まえつつ教職課程において開講される「特別活動の指導法」での指導の在り方について検討をした。

キーワード：特別活動、特別活動の指導法、教職課程、学習指導要領、キャリア教育

はじめに

(1) 学校・教職課程を取り巻く背景

学校を取り巻く環境や、学校で働く教員を養成する教職課程を取り巻く状況は、ここ数年で様々な変革が訪れている。まず学校については、小学校では2020年度、中学校では2021年度実施、高等学校では2022年度から実施されることになる、新しい学習指導要領が2017年（高等学校は2018年）に告示されている。一方で教職課程については、2017年に教職課程コアカリキュラム（教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会，2017）が策定され、さらに新しい教育課題として特別支援教育、総合的な学習の時間の指導法などを加え規定した

2019年4月1日施行の教育職員免許法及び同施行規則の改正があった。教職課程コアカリキュラムとの対応の確認と、上記法令改正を踏まえ、2018年度内ですべての教職課程がいわゆる「再課程認定」を文部科学省に申請し、2019年度より認可を受けた新しい教職課程がスタートしている。

このような学校・教職課程の変革の中で、教職課程のそれぞれの科目は、新しい学習指導要領への対応を指導内容に含めることや、教職課程コアカリキュラムとの整合を図ることなど、授業内容を改めて検討し精査していく必要がある。従来の教職課程に基づく各授業の実践は蓄積されてきているものの、新しい教職課程がスタートした中で、授業の在り方や実践に着目した論考は極めて限られている。

(2) キャリア教育と「特別活動」

上述した通り、2017年（高等学校は2018年）に新しい学習指導要領が告示されたが、文部科学省がまとめた改訂資料によると、その改訂のポイントの1つに「キャリア教育の充実について、小学校段階から明記（小中：総則、特別活動）」（文部科学省、2017a）された点があげられる。実際に、小学校及び中学校の学習指導要領の総則に「特別活動を要しつつ各教科等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図る」ことが明記され、それを受け、特別活動の学級活動の内容に「一人一人のキャリア形成と自己実現」が項目として追加された。小学校の段階からも、各校種において系統的に、特別活動を要しつつ、キャリア教育の充実を図っていくことが学習指導要領に盛り込まれたのである。

一方で、教職課程をみると、改正された教育職員免許法施行規則では、「特別活動の指導法」の単位ないし、「特別活動の指導法」を含む単位を必ず修得しなければならないこととなっており、教職課程コアカリキュラムにおいても「特別活動の指導法」を独立して規定している。教職課程コアカリキュラムの「特別活動の指導法」の中で、その到達目標には、「学習指導要領における特別活動の目標及び主要内容を理解している」ことや、「学級活動・ホームルーム活動の特質を理解している」ことが挙げられており、新たに学習指導要領で規定された「キャリア教育」についても「特別活動の指導法」の中で取り扱っていくことが求められている。

(3) 本論の目的

ここまで述べてきたように、新しい学習指導要領においてキャリア教育に関する記述が「特別活動」を中心に明記されたことを踏まえつつ、教職課程における「特別活動の指導法」においてもその指導の在り方について検討していくことが重要である。そこで本論では、①新しい学習指導要領の「特別活動」の記述内容について整理し指導の内容について検討すること、②「特別活動の指導法」を扱う大学生向けテキストでの「キャリア教育」に関する記述を整理し指導の在り方について検討すること、③「①」、「②」を踏まえて「特別活動の指導法」での指導の在り方について考察すること、を目的とする。

1. 学習指導要領改訂と特別活動

(1) 学習指導要領改訂の柱

2017年（高等学校は2018年）告示の学習指導要領の内容の検討にあたり、2014年に文部科学大臣から「初等中等教育における教育課程の基準等の在り方について（諮問）」が中央教育審議会に対して諮問された。その後、中央教育審議会教育課程企画特別部会において改定の基本的な考え方を審議し、2015年8月に「教育課程企画特別部会における論点整理について（報告）」（以下、論点整理）としてまとめ、この論点整理を踏まえて、さらに学校段階等や教科等別に18のWGを設置し、それぞれ議論を重ねてそれを取りまとめ、2016年8月に中央教育審議会教育課程部会において「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」（以下、審議のまとめ）が報告された。これを踏まえて2016年12月に中央教育審議会から「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」（以下、答申）が文部科学大臣に答申され、この答申を踏まえて、学習指導要領改訂に至っている。

まず上記であげた「論点整理」の中で、「新しい学習指導要領等が目指す姿」が示され、これが最終的な答申に反映されている。その中でさらに「育成すべき資質・能力を育む観点からの学習評価の充実」が示され、その具体的な要素として、「何ができるようになるか」、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」という3つの視点で整理している。

まず「何ができるようになるか」では、学校教育法第30条2項で示された「生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない」という規定に基づき、各教科等で育成する資質・能力を「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性等」の3つの柱から整理することを求めた。2008年告示の学習指導要領では、各教科等で目標の構造や内容が異なっており、育てる資質・能力およびその評価規準の観点等が異なっていた。学

習指導要領改訂に当たっては、すべての教科で育成すべき資質・能力の観点を上述の3つの柱に従い整理することで一貫性をもち、教育課程の全体構造と各教科等を往還的に整理できるようにすることをねらっている。

次の「何を学ぶか」については、上記の育成すべき資質・能力の視点を踏まえ、教科・科目等の新設や目標・内容の見直しを行うことを論点整理で示した。具体的には小学校外国語教育の教科化や、高等学校における新科目「公共」の新設、各教科の目標や内容等の一部見直しがある。本論で述べる「特別活動」の内容の見直しもあるが、これについては後述するのでここでは割愛する。

最後の「どのように学ぶか」では、「主体的・対話的で深い学び（「アクティブ・ラーニング」）の視点からの学習過程の改善」について述べられている。具体的には、「習得・活用・探究」という学習プロセスや、「問題発見・解決」を念頭に置いた学び、「他者との協働」、「自らの考えを広げ深める」、「対話的な学び」等が論点整理では具体的に示されているが、すなわち教師による「チョークとトーク」からの転

換（高木，2015）を求めているのである。

このような論点整理を踏まえ、教育課程部会に設置された18のWGでは「何ができるようになるか」、「何を学ぶか」、「どのように学ぶか」という視点から、学習指導要領の改善方策について検討をし、また最終的な学習指導要領改訂にもこの3つの視点が大きく盛り込まれた。文部科学省（2017b）が示す「学習指導要領改訂の考え方」でも図1が示されており、最終的な改定に至るまでこの柱を中心に議論が構築されている。

(2) 特別活動改訂の柱

上述の「論点整理」では、さらに「子供たちに社会や職業で必要となる資質・能力を育むためには、学校と社会との接続を意識し、一人一人の社会的・職業的自立に向けて必要な基盤となる能力や態度を育み、キャリア発達を促す『キャリア教育』の視点も重要である。」と示され、教育課程部会に設置された18のWGのうち、特に特別活動WGにおいてその内容が検討されている。

その検討の結果である「特別活動ワーキンググ

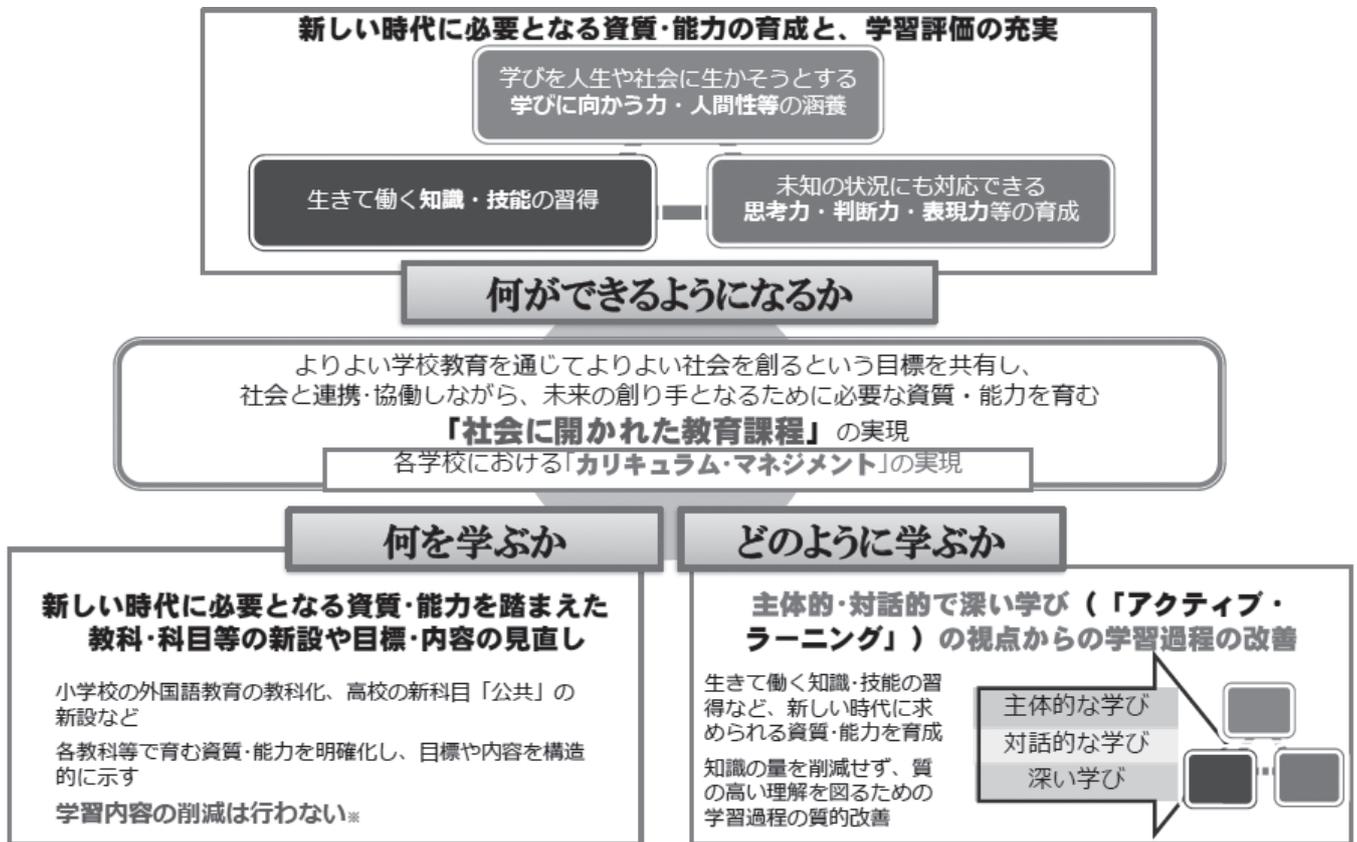


図1 論点整理で示された関係

ループにおける審議の取りまとめ」(特別活動WG, 2016)の冒頭「課題とさらなる期待」では、ここまで述べてきた論点整理から3点課題を示した。1点目は、「各活動・学校行事において身に付けるべき資質・能力は何なのか」、「特別活動における学びがどのような学習過程を経て行われることにより更なる資質・能力の向上につながるのか」が意識されないまま指導されてきたという課題、2点目は、「学習指導要領における内容の示し方」、特に「学級活動・ホームルーム活動」の内容構成が構造的に整理されていないという点、3点目には、キャリア教育も含めて、複雑で変化の激しい社会の中で求められる能力の育成をさらに検討していくこと、が挙げられた。

このような課題意識の上で、特別活動WGでは、まず「資質・能力」について、教科等の特性に応じた「見方・考え方」として、「特別活動とは、…、様々な構成の集団から学校生活を捉え、課題の発見や解決を行い、よりよい集団や学校生活を目指して様々に行われる活動の総体」であり、「社会に出た後の様々な集団や人間関係の中でその資質・能力が生かされていく」とし、最終的に、指導する上で重要な内容として「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の3つを強調した。そして、この3つの内容を軸に、育成すべき資質・能力の整理を行った。

また、内容構成の課題、キャリア教育を含めた能力育成の検討については、学級活動・ホームルーム活動について、現行(1)と(2)までしかなかった内容を、「小学校の学級活動の内容に(3)を設け、キャリア教育の視点から小・中・高等学校のつながりが明確になるよう整理すること」とし、「(3)一人一人のキャリア形成と実現(仮)」の追加が明示されている。

上述の通り、特別活動WGでは論点整理後の議論の中で、資質・能力の明確化、内容構成の検討を含め特別活動の在り方を検討してきたことがわかる。そしてその内容としては、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」を視点とした資質・能力の整理、そしてキャリア教育に関しては小学校の学級活動に「(3)」を追加することが盛り込まれたことが大きな変化である。

(3) 新しい学習指導要領における特別活動

ここまで、学習指導要領改訂の議論を追いなが

ら、その柱や、育成すべき資質・能力が整理されてきたことをみた。特別活動についてもWGでの議論を通じて整理し、また内容について小学校における「(3)」の追加が盛り込まれてきたことをみた。

このような経緯を踏まえて、新しい学習指導要領では実際にどのような変更があったのだろうか。以下表1に、「資質・能力」で整理された目標と、「学級活動」の目的、内容について、改訂前と、改訂後の比較を示す。

まず「目標」については、(1)~(3)が新たに追加され、「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」を盛り込みつつ、それぞれ「知識・技能」、「思考力・判断力・表現力」、「学びに向かう力・人間性等」に対応して整理されたことがわかる。

次に「学級活動」の目的について、従来「学級や学校におけるよりよい生活づくり」にとどまっていたところから、「将来の生き方を描くために意思決定して実践したりする」という言葉のように、キャリアを見通した目的となり、また「資質・能力」の育成のために行われることを明確化した。

最後に「学級活動」の内容について、従来(1)と(2)のみであったところから「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」が盛り込まれ、内容自体も整理されている。

このような経緯の上で学習指導要領が改訂されたことを踏まえて、学校においては指導の工夫をする必要があり、また教職課程の科目「特別活動の指導法」での授業内容を検討していくことが肝要である。

2. 「特別活動の指導法」と大学テキスト

(1) 教職課程コアカリキュラムと特別活動

教職課程における各科目内容は、「教職課程コアカリキュラム」の内容を満たすように構成することとなっており、「特別活動の指導法」は法令上単位取得が必要であるため、独立してコアカリキュラムがある。冒頭でも少し述べたが、その到達目標の中に「学習指導要領における特別活動の目標及び主要内容を理解している」ことや、「学級活動・ホームルーム活動の特質を理解している」ことが挙げられており、ここまで述べてきた、新しい学習指導要領で規定された「キャリア教育」についても「特別活動の指導法」の中で必ず取り扱うことが求められている。

表1 2008年告示・2017年告示各学習指導要領の比較（特別活動）

	2008年告示『小学校学習指導要領』	2017年告示『小学校学習指導要領』
特別活動の「目標」	望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての生き方についての考えを深め、自己を生かす能力を養う。	集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。 (1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。 (2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。 (3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、集団や社会における生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、自己の生き方についての考えを深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。
「学級活動」の目標	学級活動を通して、望ましい人間関係を形成し、集団の一員として学級や学校におけるよりよい生活づくりに参画し、諸問題を解決しようとする自主的、実践的な態度や健全な生活態度を育てる。	学級や学校での生活をよりよくするための課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成し、役割を分担して協力して実践したり、学級での話し合いを生かして自己の課題の解決及び将来の生き方を描くために意思決定して実践したりすることに、自主的、実践的に取り組むことを通して、第1の目標に掲げる資質・能力を育成することを目指す。
「学級活動」の内容	(1) 学級や学校の生活づくり ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 イ 学級内の組織づくりや仕事の分担処理 ウ 学校における多様な集団の生活の向上 (2) 日常生活や学習への適応及び健康安全 ア 希望や目標をもって生きる態度の形成 イ 基本的な生活習慣の形成 ウ 望ましい人間関係の形成 エ 清掃などの当番活動等の役割と働くことの意義の理解 オ 学校図書館の利用 カ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 キ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成	(1) 学級や学校における生活づくりへの参画 ア 学級や学校における生活上の諸問題の解決 イ 学級内の組織づくりや役割の自覚 ウ 学校における多様な集団の生活の向上 (2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全 ア 基本的な生活習慣の形成 イ よりよい人間関係の形成 ウ 心身ともに健康で安全な生活態度の形成 エ 食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成 (3) 一人一人のキャリア形成と自己実現 ア 現在や将来に希望や目標をもって生きる意欲や態度の形成 イ 社会参画意識の醸成や働くことの意義の理解 ウ 主体的な学習態度の形成と学校図書館等の活用

(2) 特別活動に関する大学テキストの比較

「特別活動の指導法」での実際の指導に当たっては、大学生向けのテキストを活用することも想定される。結論から述べると、キャリア教育の目標や「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」を視点とした資質・能力の内容は、特別活動の説明をするうえで不可欠な内容であり、どの大学生向けテキストでも当然掲載されていた。しかし、新たに学級活動の内容として追加された「キャリア教育」についてはテキストによって取り扱いが異なり、使用に当たっては留意が必要となる。本論では以下、実際に大学テキストの比較を通じて、指導に当たっての留意点について考察を試みる。

(i) テキストを比較する目的

「特別活動の指導法」に関する大学テキストの中

で、特に「キャリア教育」の内容の取扱いを比較し、教職課程で「特別活動の指導法」科目のシラバスに反映したり展開する際の工夫や留意点を検討する。

(ii) 方法

「特別活動を要としてキャリア教育を推進する」という学習指導要領総則の記載、また特に小学校の「学級活動」の内容で「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」が追加されたことを踏まえて、以下表2に示す視点に沿って各大学テキストを比較する。ただし、単に学習指導要領の内容を引用しているだけでは「説明がある」とはみなさず、追加されたことを紹介している場合「△」、具体的な説明が5行以上ある場合に「○」とした。

(iii) 対象とするテキスト

対象とするテキストは、以下表3に合致する計13冊とした。具体的な書籍は末尾に示した。なお、

表2 テキストの比較の視点

視点1：章立てに「キャリア教育」が含まれ、もくじ内で確認できる
視点2：本文中で特別活動におけるキャリア教育について説明がある
視点3：「学級活動・ホームルーム活動」の説明内で「キャリア教育」について説明がある
視点4：「学級活動・ホームルーム活動」の説明内で「キャリア教育の指導」について説明がある
視点5：「学級活動・ホームルーム活動」の説明内で「小学校におけるキャリア教育の指導」について説明がある

書籍の批評をすることが目的ではないため、以下テキストA～テキストMは、末尾の紹介の順番に必ずしも一致せず、順番はランダムである。

表3 テキスト選定の条件

<ul style="list-style-type: none"> ・ 再課程認定の申請年度である2018年以降に出版された「特別活動」に関する書籍 ・ 「はじめに」や「おわりに」等で「教職を目指す人」や「大学生」、「コアカリキュラムに対応」等が明記され、大学での授業等で活用されることを意図して編集されたと判断できる書籍 ・ 文部科学省または国立教育政策研究所以外が刊行する書籍 ・ 2021年8月現在で絶版等となり、一般に入手困難となっていない書籍

(iv) 結果

比較の結果は、表4に示す。章立てに「キャリア教育」を設けて説明をしているのは13テキスト中6テキスト、学級活動ということに関わらず特別活動におけるキャリア教育について説明したのは9テキストであった。

学級活動に関する説明の中では、13テキスト中11テキストがキャリア教育について説明をしているが、そのうち指導について説明があるのは7テキスト、さらにそのうち小学校での指導について説明があるのは4テキストであった。

表4 テキストの比較の結果

	視点1	視点2	視点3	視点4	視点5
テキストA	○	○	○	○	○
テキストB	○	○	○	○	○
テキストC	○	○	○	○	
テキストD	○	○	○	○	
テキストE	○	○	○	○	○
テキストF	○	○	○	○	
テキストG		○	○		
テキストH		△	△		
テキストI			△		
テキストJ			△		
テキストK		○	○	○	○
テキストL					
テキストM					

(v) 考察

学習指導要領改訂のポイントの1つに、冒頭から述べてきたように「特別活動を要としたキャリア教育の推進」がある。視点1、視点2を見ると、実際に特別活動におけるキャリア教育そのものを具体的に説明しているテキスト(○)は、8テキストであり、半数強にとどまっている。

また、小学校学習指導要領から学級活動の内容に「一人一人のキャリア形成と自己実現」が盛り込まれたものの、キャリア教育を意図した指導について説明したテキストは視点4を見ると7/13、小学校での指導に限ると4/13であり限られている。

この結果を踏まえると、実際には学習指導要領改訂を踏まえて「特別活動の指導法」で適切に取り扱うことが求められている「キャリア教育」に関する内容も、テキストによってその扱いが異なることがわかる。実際の指導の際には特に留意が必要である。

以下、このことも踏まえつつ新しい学習指導要領の内容も踏まえた「特別活動の指導法」の展開に向けた留意点について検討する。

3. 「特別活動の指導法」の指導に向けて

(1) 新しい学習指導要領を踏まえた指導方法や指導力の育成

「特別活動の指導法」の授業展開では、まずは特別活動の基礎・基本となる内容の指導が必要である。新しい学習指導要領の趣旨も踏まえて、教員が「チョークとトーク」で指導するのではなく、早い段階で課題提示し受講生が調べて、指導者が解説や補足をするなどして理解できるようにする。

基礎・基本の内容は、「学習指導要領の目標と内容」や「子供達の現状と特別活動の意義や役割」、「学級活動(1)(2)(3)の内容、学級会の実際」、「児童会活動の内容と計画」、「クラブ活動と部活動の位置づけ」、「学校行事の内容と目標」、「年間指導計画」等の、学習指導要領で示された内容である。また、冒頭から述べてきたように、新しい学習指導要領で強調されている「育成を目指す資質・能力」について、幼児教育や他教科等との関係性を意識しつつ「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」の3つの視点から明確な理解を促す指導が必要である。

次に、学級経営との関わりである。学習指導要領第1章総則で、「学習や生活の基盤として、教師と児童との信頼関係及び児童相互のよりよい人間関係を育てるため、日頃から学級経営の充実を図ること。」が示されている。特別活動においては、学級における児童の自発的、自治的な活動を中心として学級経営の充実を図ることとしていることから、学級経営について取り上げ、特別活動が学級経営に大きな役割を果たしていることを、具体的な学習活動を提示して解説し、受講生に意識づける。

このような基礎理解の上で、学級活動でのキャリア教育を含め、学生が指導計画や指導案作成などを行い、実践的指導力に結びつけていく。しかし、他教科であれば1単位時間の模擬授業を行い指導力に結びつけていくことになるが、特別活動は、実際の1単位時間の話し合い活動そのものの指導とともに、その話し合い活動に至るまでの議長団の育成や、合意形成を支える児童生徒の人間関係づくりなどへの指導力も重要となる。だからこそ、前述の学級経営との関連を意識して、学校教育の様々な指導場面を取り上げて学生が実際に演じて発表する機会も指導力

育成には有効と考えられる。

(2) キャリア教育を推進するための「特別活動の指導法」の留意点

上記の上で、「特別活動の指導法」を学び、キャリア教育を推進するための留意点を、以下3点あげる。

1点目は、本論で冒頭から述べてきたように、新しい学習指導要領の第1章総則において、特別活動が学校教育全体を通して行うキャリア教育の要となることが示されていることの背景や経緯を正しく理解できるようにすることである。そこでは、キャリア教育の必要性や意義はいうまでもなく「小学校におけるキャリア発達」、「教育課程とのかかわりにおけるキャリア教育」などについて、受講者が効率的かつ具体的に学びとれる工夫をすることが重要である。本論で比較したテキストや、文部科学省が刊行するキャリア教育の手引き（文部科学省，2011a, 2011b, 2011c）等を活用することも有効だが、取り扱いは前節で考察したとおり、留意が必要である。

2点目は、表1を見て分かるのとおり、新しい学習指導要領の学級活動の内容で「(3)」となった内容は、キャリア教育という文言を含め、新たに加わったものの他に、旧「(2)」の内容から構造を整理し、「(3)」となったものを含む。そこで、「(2)」、「(3)」同士の関連を含め、教師が目標を明確にして計画的に指導することが求められていることを押さえる。そこで取り上げる活動内容を、単に夢をもつことや職業調べなどに限らないようにするために、実践研究指導案集等から受講生が収集し、さらに指導者は優れた展開事例を示し、様々な活動イメージを膨らませることができるようになる。

3点目は、学習指導要領の特別活動の学級活動内「内容の取扱い」に記載されているとおり「(3)一人一人のキャリア形成と自己実現」の指導を行う上で「…。その際、児童が活動を記録し蓄積する教材等を活用すること。」と示されていることについて取り上げることである。児童が活動を振り返って気付いたことや考えたことを記述し、さらにそれを蓄積することによって得られる学習効果があることを理解し、学級活動の中でどのように位置づけるかを考え計画し教材作成することができるようになる。

る。文部科学省から記録し蓄積する教材等の例示資料（文部科学省，2019）も出ているが、そういった教材の取扱いでの注意点も指導することが必要である。

ここまで述べてきたように、「特別活動の指導法」の授業展開では、新しい学習指導要領の内容を踏まえつつ、基礎・基本となる内容の指導、学級経営との関わりについての指導の上で実践的指導力を身に付けさせるよう指導すること、そしてキャリア教育を推進する上では上記のような留意点で指導することが肝要であろう。

おわりに

本論では、新しい学習指導要領においてキャリア教育に関する記述が「特別活動」を中心に明記されたことを踏まえつつ、教職課程における「特別活動の指導法」における指導の在り方について検討した。

新しい学習指導要領の改訂に向けた議論を踏まえ、特に小学校において新たにキャリア教育が追加された経緯と内容を整理し、「柱」や「資質・能力」についてみた。そのような内容が2018年以降の大学テキストで取り扱われているか検討したが、特に小学校での指導に関する記述は一部のテキストにとどまり、留意が必要であることも分かった。

その上で、「特別活動の指導法」の指導に向けて、内容や留意点について検討し、視点を提示した。

実際には、キャリア教育に焦点を当てつつ「特別活動の指導法」を指導する上では、各教科等の関連として、道徳科との関連を取り扱ったり、総合的な学習の時間との関連を取り扱ったり、あるいは本論では述べなかったが、新しい学習指導要領の特別活動の中で改めて明記された「ガイダンス」と「カウンセリング」というような事項などとの関連も整理し、さらに指導の在り方について検討していくことも必要である。その際、今回述べてきたような学習指導要領改訂の経緯や、大学テキスト等の比較を活用しながら、指導にあたって更なる留意点について検討し、よりよい「特別活動の指導法」の指導の在り方を検討したい。さらには受講者が教員になった際に、実践的指導力を伴って、充実した特別活動を展開できるように、今後も検討を進めていきたい。

《比較したテキスト》

- 赤坂雅裕・佐藤光友（2018）『やさしく学ぶ特別活動』ミネルヴァ書房。
 上岡学・林尚示（2020）『特別活動の理論と実践』ミネルヴァ書房。
 河村茂雄（2018）『特別活動の理論と実際』図書文化。
 新富康央・須田康之・高旗浩志（2019）『生きる力を育む特別活動一個が生きる集団活動を創造する』ミネルヴァ書房。
 関川悦雄・今泉朝雄（2019）『特別活動・総合的学習の理論と指導法』弘文堂。
 高橋知己・原田恵理子・森山賢一（2020）『最新 特別活動論 第3版』大学教育出版。
 田沼茂紀（2018）『未来を拓く力を育む特別活動』北樹出版。
 中尾豊喜（2020）『総合的な学習の時間・総合的な探究の時間と特別活動の方法』東洋館出版社。
 長沼豊・柴崎直人・林幸克（2018）『特別活動の理論と実践—生徒指導の機能を生かす』電気書院。
 中村豊・原清治編（2018）『特別活動（新しい教職教育講座 教職教育編）』ミネルヴァ書房。
 林尚示（2019）『特別活動—改訂版：総合的な学習（探究）の時間とともに』学文社。
 吉田武男・京免徹雄（2020）『特別活動（MINERVA はじめて学ぶ教職 14）』ミネルヴァ書房。
 渡部邦雄・緑川哲夫・桑原憲一編（2018）『特別活動指導法（改訂2版）—新学習指導要領準』日本文教出版。

《引用文献》

- 教職課程コアカリキュラムの在り方に関する検討会（2017）「教職課程コアカリキュラム」。
 高木展朗（2015）『変わる学力、変える授業』三省堂。
 中央教育審議会（2016）「幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校の学習指導要領等の改善及び必要な方策等について（答申）」。
 中央教育審議会教育課程企画特別部会（2015）「教育課程企画特別部会における論点整理について（報告）」。
 中央教育審議会教育課程部会（2016）「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」。
 中央教育審議会教育課程部会特別活動ワーキンググループ

- ループ（2016）「特別活動ワーキンググループにおける審議の取りまとめ」.
- 文部科学省（2008）『小学校学習指導要領』東京書籍.
- 文部科学省（2011a）『小学校キャリア教育の手引き（改訂版）』教育出版.
- 文部科学省（2011b）『中学校キャリア教育の手引き』教育出版.
- 文部科学省（2011c）『高等学校キャリア教育の手引き』教育出版.
- 文部科学省（2017a）「幼稚園教育要領、小・中学校学習指導要領等の改訂のポイント」（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.htm）（2021年10月1日最終閲覧）
- 文部科学省（2017b）「学習指導要領改訂の考え方」（https://www.mext.go.jp/content/1421692_6.pdf）（2021年10月1日最終閲覧）
- 文部科学省（2017c）『小学校学習指導要領』東洋館出版社.
- 文部科学省（2017d）『中学校学習指導要領』東山書房.
- 文部科学省（2018）『高等学校学習指導要領』東山書房.
- 文部科学省（2019）「「キャリア・パスポート」例示資料等について」（https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/career/detail/1419917.htm）（2021年10月1日最終閲覧）

《参照法令等》（2021年3月31日現在）

学校教育法

教育職員免許法

教育職員免許法施行規則

教職課程認定基準

（受付日：2021年10月30日、受理日：2021年12月18日）